

〔指定訪問看護〕 重要事項説明書

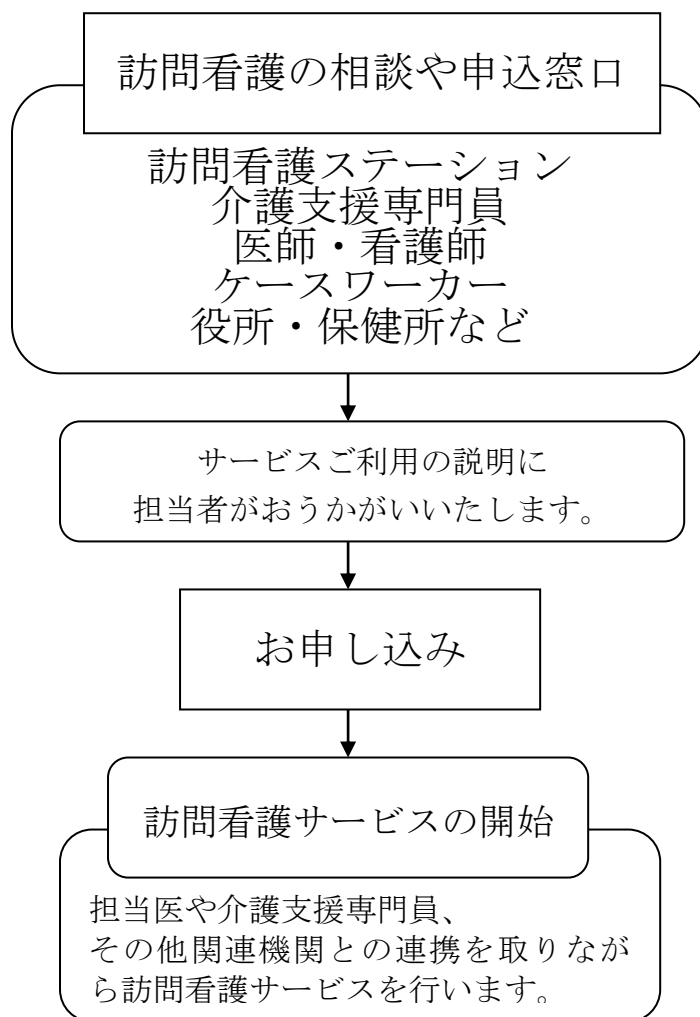
合同会社YMG

訪問看護ステーション まどか

TEL 0977-80-1820

FAX 0977-80-1770

◇ 訪問看護のお申込からサービス開始まで



* ご利用者の個人情報はご利用者や家族の同意を得ない限り用いませぬ。

◇ 訪問看護サービスの内容

- 身体状況や病状の観察、健康管理
- 栄養、清潔、排泄のお世話
- 機能訓練などのリハビリテーション
- 認知症の方への看護
- 精神疾患の方への看護
- 福祉用具や住宅改修のアドバイス
- 在宅療養に関するご相談や助言
- 医療処置や医療機器の管理（主治医の指示がある場合）

◇ 営業日時のご案内

営業日 : 月曜～土曜日まで
 休業日 : 日曜及び祝日・年末年始(12/30～1/3 日)
 営業時間 : 8時30分～17時30分まで

サービス内容のご案内（重要事項説明書）

◇ 事業者等について

名 称	合同会社YMG
代 表 者	代表 松元 隆志
住 所	大分県別府市浜脇3丁目2番10号
事業所名	訪問看護ステーション まどか
指定番号	大分県指定 02・9036-6
介護保険 事業所番号	大分県指定 4460290366
営 業 日	月曜日 ～ 土曜日 （日・祝日・年末年始(12/30日～1/3日)は休業）
営業時間	8時30分 ～ 17時30分
事業地域	別府市・日出町・大分市・由布市
事業所数	訪問看護ステーション 1か所

◇ 職員体制など

	資 格	常 勤	非 常 勤	合 計
管 理 者	看 護 師	1名以上		1名以上
	看 護 師	3名以上		3名以上
	理学療法士		1名以上	1名以上
	作業療法士		1名以上	1名以上
合 計				6名以上

◇ 利用料金など

- 介護保険での居宅サービス計画外のサービス料金は、事業者が別に設定した金額となりますのでご相談ください。

保険種別	介護保険による訪問看護	医療保険（老人保健・健康保険）による訪問看護
訪問看護を利用できる方	要支援・要介護者など介護保険の被保険者で、主治医が訪問看護を必要と認めた方	主治医が訪問看護の必要を認めた方 ① 介護保険の対象でない（非該当）の方 ② 介護保険の被保険者のうち、厚生労働大臣が特に定めた疾患や病状の方
利用料金	【基本料金】 （<u>要介護 1 以上</u>の方で看護師利用） 20 分未満の看護 314 円／1 回 （週一回以上 20 分以上の訪問看護を実施していること。） 30 分未満の看護 471 円／1 回 30 分以上 1 時間未満 823 円／1 回 1 時間半まで 1,128 円／1 回 一時間半以上の訪問看護を行う場合 1,128 円+300 円＝ 1,428 円／1 回 （<u>要支援の方</u>で看護師利用） 20 分未満の看護 303 円／1 回 （週一回以上 20 分以上の訪問看護を実施していること。） 30 分未満の看護 451 円／1 回 30 分以上 1 時間未満 794 円／1 回 1 時間半まで 1,090 円／1 回 一時間半以上の訪問看護を行う場合 1,090 円+300 円＝ 1,390 円／1 回 （<u>要介護 1 以上</u>の方でセラピスト利用） 一単位 294 円 ＊1 日に 2 回を超えて実施する場合は 90/100 ＊一週間 6 単位までの利用となります。 （<u>要支援の方</u>でセラピスト利用） 一単位 284 円 ＊1 日に 2 回を超えて実施する場合は 90/100 ＊一週間 6 単位までの利用となります。 ＊夜間・早朝は 1.25 倍、深夜は 1.5 倍となります。 （但し、准看護師による訪問の場合は、上記金額の 9 割となります。）	【基本料金】 後期高齢者：明記された負担割合（1 割又は 3 割） 健康保険：該当保険の負担割合分 基本療養費 （3 日まで） 5,550 円 （准看護師） 5,050 円 （4 日目以降） 6,550 円 （准看護師） 6,050 円 管理療養費 （月初め） 7,710 円 （2 日目以降） 3,010 円 【加算料金】 ＊難病複数回数訪問加算 1 日 2 回目／4,500 円 1 日 3 回目／8,000 円 ＊24 時間対応体制加算 加算Ⅰ 6,800 円／月 加算Ⅱ 6,520 円／月 ＊特別管理加算 2,500 円／月 （症状・病名等により） 5,000 円／月 ＊ターミナルケア加算 1 25,000 円／月 ＊ターミナルケア加算 2 10,000 円／月 ＊乳幼児 1,400 円／日 （病名等により） 1,800 円／日 ＊複数名訪問 看護師等 4,500 円／週 准看護師 3,800 円／週 ＊訪問看護物価対応料 （月初め） 60 円 （2 日目以降） 20 円／日 ＊訪問看護ベースアップ評価料（Ⅰ） 1,830 円／月

	【加算料金】 * 初回加算 加算Ⅰ 350 円／初回月 加算Ⅱ 300 円／初回月 * 介護職員等処遇改善加算 所定単位数に対して 1.8% * 緊急時訪問看護加算 加算Ⅰ 600 円／月 加算Ⅱ 574 円／月 * 特別管理加算 加算Ⅰ 500 円／月 加算Ⅱ 250 円／月 * ターミナルケア加算 2500 円／月 * 複数名訪問 (看護師二人での訪問) 30 分未満 254 円／1 回 30 分以上 1 時間未満 402 円／1 回 ・ 緊急時訪問看護加算、特別管理加算 ターミナルケア加算は支給限度額管理の対象外の算定項目となります。	【精神】 * 管理療養費（月初め） 7,710 円 （2 日目以降） 3,010 円 * 精神科訪問看護基本療養費Ⅰ 週 3 日まで 30 分以上 90 分未満 5,550 円 * 精神科訪問看護基本療養費Ⅰ 週 3 日まで 30 分未満 4,250 円 * 精神科訪問看護基本療養費Ⅲ 同一日 2 人まで 30 分以上 5,550 円 同一日 2 人まで 30 分未満 4,250 円 * 精神科訪問看護基本療養費Ⅲ 同一日 3 人以上 30 分以上 2,780 円 同一日 3 人以上 30 分未満 2,130 円 * 情報提供療養費(1 月につき) 1,500 円 * 複数名精神科訪問加算 1 日 1 回/4,500 円 * 精神科複数回訪問加算 1 日 2 回/4,500 円 * 訪問看護物価対応料 (月初め) 60 円 (2 日目以降) 20 円/日 * 訪問看護ベースアップ評価料(Ⅰ) 1,830/月
交通費 その他 料金など	【訪問地域外の交通費】 片道 10 ㎞以内は不要 片道 10 ㎞を超える毎に 100 円 【その他料金】 * サービス提供に必要な費用がある場合は実費負担	【交通費】 片道 10 ㎞以内は不要 片道 10 ㎞を超える毎に 100 円 【その他料金】 * 2 時間以上の訪問 1,000 円／30 分につき * 営業時間外・休日夜間料金 3,000 円／1 回 * サービス提供に必要な費用がある場合は実費負担
保険外 サービス	有料での訪問看護を希望される方個人契約となります ※ 上記の料金は 1 割負担の方の自己負担額となります。 1 時間以内の訪問 8,000 円／1 回（以後 30 分ごとに 1,000 円加算） 18 時～22 時、6 時～8 時 25%、 22 時～6 時は 50% * エンゼルケア料は 8,000 円となります。	

* 各種保険の他、公費負担者医療もお取り扱いいたします。

* 介護保険では緊急時加算が付けられます。

利用者又はその家族等から電話等により看護に関する意見を求められた場合には、常時対応いたします。ただし、利用者の同意を得て計画的に訪問することとなっていない緊急時訪問を行った場合は、当該加算の他に所定単位数を算定いたします。(准看護師による緊急時訪問を行った場合は、所定単位数の 100 分の 90 となります。)

※ 特別管理加算は、指定訪問看護に関し特別な管理を必要とする利用者(別に厚生労働大臣が定める状態にあるものに限る)に対して、指定訪問看護の実施に関する計画的な管理を行った場

- ① 在宅麻薬等注射指導管理、在宅腫瘍化学療法注射指導管理又は在宅強心剤持続投与指導管理若しくは在宅悪性腫瘍患者指導管理若しくは在宅気管切開患者指導管理を受けている状態又は気管カニューレ、留置カテーテルを使用している状態
- ② 在宅自己腹膜灌かん流指導管理、在宅血液透析指導管理、在宅酸素療法指導管理、在宅中心静脈栄養法指導管理、在宅成分栄養経管栄養法指導管理、在宅自己導尿指導管理、在宅持続陽圧呼吸療法指導管理、在宅自己疼痛管理指導管理又は在宅肺高血圧症患者指導管理又は在宅難治性皮膚疾患処置指導管理を受けている状態
- ③ 人工肛門又は人工膀胱を設置している状態
- ④ 真皮を超える褥瘡の状態
- ⑤ 点滴注射を週3日以上行う必要があると認められる状態

合に加算します。なお、「別に厚生労働大臣が定める状態にあるもの」とは次のとおりです。
特別管理加算(Ⅰ)は①に、特別管理加算(Ⅱ)は②～④に該当する利用者に対して訪問看護を行った場合に加算します。

その他別に厚生労働大臣が定める状態にあるものとは次のとおりです。

- イ 多発性硬化症、重症筋無力症、スモン、筋萎縮性側索硬化症、脊髄小脳変性症、ハンチントン病、進行性筋ジストロフィー症、パーキンソン病関連疾患(進行性核上性麻痺、大脳皮質基底核変性症及びパーキンソン病(ホーエン・ヤールの重症度分類がステージ 3 以上であって生活機能障害度がⅡ度又はⅢ度のものに限る)、他系統萎縮症(綿糸体黒質変性症、オリブ橋小脳萎縮症及びシャイ・ドレーガー症候群)、プリオン病、亜急性硬化性全脳炎、ライソゾーム病、副腎白質ジストロフィー、脊髄性筋萎縮症、球脊髄性筋萎縮症、慢性炎症性脱髄性多発神経炎、後天性免疫不全症候群、頸髄損傷及び人工呼吸器を使用している状態
- 急性増悪その他当該利用者の主治の医師が一時的に頻回の訪問看護が必要であると認め

※ 乳幼児加算は、超重症児又は準超重症児にあたる者や上記カッコ内に該当する状態や病名の者に関しては1日につき1,800円を加算します。

※ ターミナルケア加算は、在宅で死亡された利用者について、利用者又はその家族等の同意を得て、その死亡日及び死亡日前14日以内に2日(末期の悪性腫瘍その他別に厚生労働大臣が定める状態にあるものは1日)以上ターミナルケアを行った場合(ターミナルケアを行った後、24時間以内に自宅以外で死亡された場合を含む。)に加算します。

※ 介護職員等処遇改善加算

職員の賃金改善や職場環境の向上を目的とした加算です、介護サービス費に対して1.8%が上乗せられる仕組みです。

- ※ 訪問看護管理療養費は、同一建物居住者である者が7割未満であり、上記カッコ内に該当する状態や病名の者への訪問又は GAF 尺度 40 以下の利用者が月に 5 人以上である場合には訪問看護管理療養費Ⅰ、同一建物居住者が 7 割以上である又は 7 割未満であっても上記カッコ内に該当する状態や病名の者への訪問実績が無い場合や GAF 尺度 40 以下の利用者が月に 5 人以上出ない場合には訪問看護管理療養費Ⅱを加算します。
- ※ 初回加算は新規に訪問看護計画を作成した利用者に対し、訪問看護を提供した場合に加算します。退院日又は退所日に初回訪問を行った場合には初回加算Ⅰ、退院日又は退所日翌日以降に初回訪問を行った場合には初回加算Ⅱを加算します。また退院時共同指導料を算定する場合は算定しません。
- ※ 24 時間対応体制加算及び緊急時訪問看護加算は、勤務形態確保が行える状態の際には 24 時間対応体制加算Ⅰ又は緊急時訪問看護加算Ⅰ、勤務形態の確保が行えない際には 24 時間対応体制加算Ⅱ又は緊急時訪問看護加算Ⅱを算定します。
- ※ 退院時共同指導料は入院若しくは入所中の者に対し、主治医等と連携し在宅生活における必要な指導を行い、その内容を文書により提供した場合に加算します。
また、初回加算を算定する場合は算定しません。
- ※ 訪問看護物価対応料
燃料費や光熱費、資材高騰への対策として、全ての利用者に対し月 1 回上乗せされます。
- ※ 訪問看護ベースアップ評価料（Ⅰ）
職員の賃金改善のため、訪問看護療養費に一定の評価（点数）が上乗せされ、その分は給与改善に使用されます。
- ※ 身分証携行義務
訪問看護員は、常に身分証を携行し、初回訪問時及び利用者または利用者の家族から提示を求められた時は、いつでも身分証を提示します。
- ※ 衛生管理等
 - ① 看護職員の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行います。
 - ② 指定訪問看護事業所の設備及び備品等について、衛生的な管理に努めます。
 - ③ 感染予防の観点から必要に応じて看護師のマスク、ガウン、手袋、スリッパを使用しての訪問をさせていただくことがあります。

※ 虐待の防止について

事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

虐待防止に関する責任者を選定しています。

虐待防止に関する責任者	(看護師・松井 真矢)
-------------	-------------

成年後見制度の利用を支援します。

苦情解決体制を整備しています。

従業者に対する虐待防止を啓発・普及するための研修を実施しています。

サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者(利用者の家族等高齢者を現に養護する者)による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに市町村に通報します。

◇ 支払い方法

- ・事業者は、当月の料金の合計額の請求書を付して、翌月 15 日までに利用者へ送付します。
- ・利用者は、当月の料金の合計額を翌月 25 日までに現金支払いの方法で支払います。(現金支払いが難しい場合は、ご相談をお願い致します。)

◇ ご利用にあたってのお願い

- ・保険証や医療受給者証等を確認させていただきます。
これらの書類について内容に変更が生じた場合は、必ずお知らせ下さい。
- ・やむを得ず予定変更を希望される場合は、必ず前日までにご連絡をお願いいたします。
- ・訪問看護師について
当訪問看護ステーションでは、看護師全員が、ご利用者すべてに訪問できるよう体制を整えています

◇ 契約期間と解約について

- ・この契約の有効期間は、
年 月 日から 年 月 日までですが、ご利用者からの解約のお申し出がない場合、契約期間は自動更新されるものとします。
また利用者はいつでも解約することが出来ます。

◇ 緊急時の対応について

緊急の場合は、下記にご連絡ください。

緊急時のご連絡先	
日 中 の 場 合	でんわ 0977-80-1820

- ・急変時における対応方法

サービス提供中に病状の急変などがあった場合は、速やかにお客様の主治医、救急隊、緊急時連絡先(ご家族等)、居宅サービス計画を作成した居宅介護支援事業者等へ連絡をします。

◇ 相談・苦情の窓口

サービスについてのご相談や、ご意見などのある場合は、
担当の介護支援専門員または、下記までご連絡ください。

1	合同会社 YMG [代表者 松元 隆志]	電話 0977-80-1820 受付時間：8時30分から17時30分
2	訪問看護ステーションまどか [担当者 松井 真矢]	電話 0977-80-1820 受付時間：8時30分から17時30分
3	別府市役所介護保険担当課	電話 0977-21-1111 受付時間：8時30分から17時15分
4	大分県国民健康保険連合会介護保険室	電話 097-534-8470

◇ 情報開示について

当事業所は、お客様の求めに従って、お客様ご自身に関する情報(ご利用者記録、サービス提供記録、その他)を開示しております。遠慮なくお尋ねください。

ただし、ご本人あるいは身元引受人でない方(他のご家族等)からのご請求につきましては、当事業所所定の書面によりご本人のご了解を得てからの情報提供になります。あらかじめご了承ください。

(個人情報の利用目的)

合同会社YMG 訪問看護ステーションまどかでは、個人情報保護法及び利用者の権利と尊厳を守り安全管理に配慮する「個人情報に関する基本方針」の下、ここに利用者の個人情報の「利用目的」を公表します。

記

1. 利用目的

ご利用者のための居宅サービス計画に沿ってサービスを提供するために実施される下記の事項等において必要とする場合。

- (1) お客様に提供する看護サービス。
- (2) 介護保険・医療保険請求の為の事務。
- (3) 当法人の行う管理運営業務（会計・経理・事故報告・サービスの質向上等）。
- (4) 他の医療機関・介護期間との連携。
- (5) 家族等への状況説明。
- (6) 行政機関等、看護サービス情報の公表制度、法律に基づく照会・確認。
- (7) 賠償責任保険等に係わる専門機関・保険会社への提出、相談。
- (8) その他公益に資する運営業務（基礎資料の作成・実習への協力・職員研修等）。

2. 利用条件

- (1) サービス提供に当たっては、関係者以外の者に漏れることのないように適切にお取り扱い致します。
- (2) 個人情報を使用した会議、内容等の記録を行います。
- (3) 訪問看護ステーションまどかがサービス提供する機関とします。

なお、あらかじめ利用者本人の同意を得ないで、利用目的の必要な範囲を超えて個人情報を取り扱うことは致しません。

重要事項説明確認書（同意書）

令和 年 月 日

指定訪問看護の提供の開始に際し、「訪問看護ステーションまどか」重要事項説明書に基づき重要事項の説明をおこないました。

住所 大分県別府市浜脇 3 丁目 2 番 10 号

事業者名 合同会社 YMG 代表社員 松元隆志 印

説明者

印

訪問看護ステーションまどか 御 中

私は、「訪問看護ステーションまどか」重要事項説明書に基づいて事業者から重要事項の説明を受け、指定訪問看護の提供開始に同意しました。

利用者住所

氏 名

㊞

利用者家族住所

氏 名

㊞

続柄 ()

立会人住所

氏 名

㊞

